

武蔵野市第五次男女平等推進計画(案)中間のまとめに関する意見募集について

武蔵野市男女平等の推進に関する条例第 9 条では、男女平等を推進するための施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女平等推進計画を策定すること、また、策定にあたっては男女平等推進審議会に諮問することを定めています。現在の武蔵野市第四次男女平等推進計画が令和 5 年度で終了するため、令和 6 年度以降の計画の策定に関して武蔵野市男女平等推進審議会に諮問をし、ご検討いただいているところですが、計画（案）がまとまりましたので、以下のとおり意見募集（パブリックコメント）を実施します。

1 計画（案）中間のまとめの概要

(1) 計画の目指す将来像

すべての人が、互いに人権を尊重し、性別等にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮して、生涯にわたり、いきいきとくらせるまちを目指します。

(2) 計画の位置付け

- ・「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」第 9 条に基づく計画
- ・「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項に基づく「市町村男女共同参画計画」
- ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第 6 条第 2 項に基づく「市町村推進計画」
- ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV 防止法）」第 2 条の 3 第 3 項に基づく「市町村基本計画」
- ・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）」第 8 条第 3 項に基づく「市町村基本計画」

(3) 計画の期間

令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 年間

(4) 基本目標と重点施策

計画（案）では、4 つの基本目標と 13 の基本施策、31 の施策、102 の事業を定めています。その中で特に重点的に取り組む 10 施策を重点施策に指定しています。

基本目標	重点施策
Ⅰ 男女平等の意識を育むまち	男女平等の意識啓発
	性の多様性に関する理解の促進
Ⅱ 生活と仕事が両立でき、個性と能力を発揮できるまち	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた普及・啓発
	子育て支援施策の充実
	政策・方針決定の場への女性の参画促進
Ⅲ 人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまち	相談事業の充実
	推進体制の整備
	ひとり親家庭等への支援
	リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する啓発
Ⅳ 男女平等推進の体制づくりに取り組むまち	男女平等推進センター「ヒューマンあい」の充実

2 計画（案）中間のまとめ作成にあたっての男女平等推進審議会等の開催状況

日程	内容
5月15日	令和5年度第1回男女平等推進審議会の開催
5月29日	令和5年度第1回武蔵野市男女平等庁内推進会議幹事会の開催
6月7日	令和5年度第1回武蔵野市男女平等庁内推進会議の開催
6月19日	令和5年度第2回男女平等推進審議会の開催
7月19日	令和5年度第3回男女平等推進審議会の開催
8月18日	令和5年度第4回男女平等推進審議会の開催
9月15日	令和5年度第2回武蔵野市男女平等庁内推進会議幹事会の開催
9月19日	令和5年度第2回武蔵野市男女平等庁内推進会議の開催
9月29日	令和5年度第5回男女平等推進審議会の開催
10月30日	令和5年度第6回男女平等推進審議会の開催
11月15日	令和5年度第7回男女平等推進審議会の開催

3 意見募集等の概要

（1）募集期間

令和5年12月15日（金）から 令和6年1月5日（金）まで
市報、市ホームページ等により周知

（2）意見提出方法

Eメール・意見提出フォーム・郵送・ファクス・持参

（3）市民意見交換会

日時：令和5年12月18日（月）午後6時30分から
場所：武蔵野プレイス3階スペースC

4 意見募集後のスケジュール

令和6年2月2日（金） 令和5年度 第8回男女平等推進審議会の開催
令和6年3月 計画（案）答申・計画決定・計画公表

担当課 市民部市民活動推進課